

中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（２０１７年要綱第２号）第 7条に規定する別に定める基準

中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第7条に規定する別に定める基準（以下、「基準」という。）は中野区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（２０１７年要綱第２号。以下、要綱という。）第7条に規定する訪問型サービス及び通所型サービスの運営及び人員、設備等の基準について定める。

1 定義

指針において、以下に記載の用語の意義は次のとおりとする。

(1) 予防訪問サービス

要綱第2条第2項第1号に規定する訪問型サービスのうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下、「法施行規則」という。）第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス

(2) 予防通所サービス

要綱第2条第2項第2号に規定する通所型サービスのうち、法施行規則第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス

(3) 生活援助サービス

要綱第2条第2項第1号に規定する訪問型サービスのうち、法施行規則第140条の63の6第2号に規定するサービスに相当するサービス

(4) 活動援助サービス

要綱第2条第2項第2号に規定する通所型サービスのうち、法施行規則第140条の63の6第2号に規定するサービスに相当するサービス

2 予防訪問サービス及び予防通所サービスに係る基準

予防訪問サービス及び予防通所サービスに係る基準は以下のとおりとする。

(1) 基準について

「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年3月15日厚生労働省告示第84号。以下、「国基準」という。）」を中野区の基準とする。

(2) 読替えについて

国基準中、「指定相当訪問型サービス」は「予防訪問サービス」と「指定相当通所型サービス」は「予防通所サービス」と読み替える。

3 生活援助サービス及び活動援助サービスに係る基準

生活援助サービス及び活動援助サービスに係る基準は以下のとおりとする。

(1) 基準について

国基準を基本とし、次の(2)に掲げる項目については読み替える。

(2) 読替えについて

① 国基準中、「指定相当訪問型サービス」は「生活援助サービス」と「指定相当通所型サービス」は「活動援助サービス」と読み替える。

② 国基準第3条は以下に読み替える。

第三条 生活援助サービスの事業は、利用者の状態等を踏まえて、当該利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる生活援助等の支援を行うものでなければならない。

③ 国基準第4条は以下に読み替える。

（生活援助サービスにおける人員）

第四条 生活援助サービス事業者は、当該事業を行う事業所（以下「生活援助サービス事業所」という。）ごとに、当該事業を適切に行うために必要と認められる員数の従業者（生活援助サービスの提供に当たる介護福祉士、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する者又は中野区長（以下「区長」という。）が指定する研修を受講した者をいう。以下「生活援助員」という。）を置かなければならない。

2 生活援助サービス事業者は、生活援助サービス事業所ごとに、常勤の生活援助員のうち1人以上を訪問事業責任者としなければならない。

3 生活援助サービス事業者が、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、生活援助サービスの事業と指定訪問介護（同基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、前2項に規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

④ 国基準第47条は以下に読み替える。

第四七条 活動援助サービスの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、状態等を踏まえながら、デイサービス、運動、レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持を目指すものでなければならない。

⑤ 国基準第48条は以下に読み替える。

（活動援助サービスにおける人員）

第四八条 活動援助サービス事業者が、当該事業を行う事業所（以下「活動援助サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下「介護職員」という。）の員数は、活動援助サービスの単位ごとに、当該活動援助サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら活動援助サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を、当該活動援助サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては超えた数が5に対して1人以上とする。

2 活動援助サービス事業者は、活動援助サービスの単位ごとに、サービスを提供する時間を通じて、前項の介護職員を、常時1人以上当該活動援助サービスに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の活動援助サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 第3項の活動援助サービスの単位は、活動援助サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 活動援助サービス事業者は、利用者からの活動援助サービスの提

供及び日常生活に関する相談を受けるため、活動援助サービス事業所ごとに、介護職員のうち1人以上を、活動援助相談員としなければならない。

6 前項の活動援助相談員は、区長が指定する研修を受講した者又は高齢者の介護における実務経験を1年以上有する者であって、活動援助サービスに従事するものをもって充てなければならない。

4 適用開始日について

令和6年4月1日より基準を適用する。